

# 令和4年5月定例総会

令和4年5月11日開催

## 議 事 録

土佐清水市 農業委員会

## 令和4年度第2回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年5月11日（水） 午後3時～午後4時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（ 13人）

会長	1番	上野 貴生
農業委員	2番	野老山卓男
	3番	尾崎 和代
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正
	推進委員	1番
2番		弘田 好希
3番		田邊 昌一
4番		池 俊伸
5番		上野 清吉
6番		坂本 直幸
7番		宮上 昌三
8番		岡田 弘重

4. 欠席委員（ 0人）

### 5. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第3号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第4号 その他の件について

#### ① 次回開催日

## 6.農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	早川 幸夫
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係係長	出口 直人
農林水産課農業係	中脇 成哉
農林水産課農業係	江口 秋美

議長  
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、5月定例総会  
を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

**議案第1号 非農地証明の審議について**

**議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について**

**議案第3号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について**

**議案第4号 その他の件について**

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

**2番 野老山 委員**

**4番 池田委員** の2人を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けて  
から発言をお願いします。

それでは、議案第1号 非農地証明の審議について

を行います。本日は2件の審議となっておりますので、1件ごとに  
採決を求めるといたします。

事務局  
早川

それでは、

議案第 1 号 非農地証明の審議①について担当者からの説明を求め  
ます。

それでは、

議案第 1 号 非農地証明の審議①について、説明いたします。

議案書の 1 ページから 3 ページでご確認ください。

1 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市浦尻です。登記地目は田、面積は 62 m<sup>2</sup>です。

申請理由は、

昭和 51 年に申請者の父が倉庫建設する敷地として賃貸して以来、現  
在まで宅地として利用している。

とのこと。現在も建物がある農地を非農地として整理をするも  
のです。

非農地証明の許可基準（抜粋）で説明いたしますと

① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められ  
た土地

② 耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄

されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地

- ③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地、などとなっています。

今回の件は③に該当するものです。

農地の位置図については、2 ページをご覧ください。

農地の現況写真は、3 ページをご覧ください。

以上の申請を 4 月 11 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、坂本委員に現地の確認を行ってもらっています。審議のほど、よろしく願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

坂本委員

3 ページの写真のとおりです。よろしく願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

池田委員

40年以上建っているので問題ないと思います。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、

議案第1号非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局  
(早川)

それでは、議案第1号 非農地証明の審議②について、説明いたしま

す。議案書の4ページから6ページでご確認ください。

4ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市大岐です。以前、ファミレスのジョイフルの飲食店があった駐車場の場所です。登記地目は畑、合計面積は 1,939 m<sup>2</sup>です。

申請理由は、平成 8 年頃からファミレスの敷地と駐車場として利用していたが、レストランが撤退してからは、墓石の展示場や資材置場として利用していた。今後も同様に使用したいので地目を雑種地に変更したい。とのこと。現況は畑と宅地になっており、20 年以上も資材置場等で利用しており、非農地として整理をするものです。非農地証明の許可基準では、今回の件は転用行為から 20 年以上経過しており、③に該当するものです。

農地の位置図については、5 ページをご覧ください。

現況写真は、6 ページをご覧ください。

以上の申請を 4 月 13 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、岡田委員に現地の確認を行ってもらっています。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い

します。

岡田委員

説明のとおりです。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

宮上委員

現場を見てきました、舗装をしていました。これを農地に変えるのは、難しいと思います。

岡崎委員

現状写真を見ても農地に戻すのは難しいと思います。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

事務局  
(中脇)

それでは、次に移ります。

議案第2号農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

担当者より説明を求めます。

議案書7ページをお開きください。議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について、整理番号4-001について、ご説明します。

借受人は下川口、宗呂地区で主に水稻の栽培をしております方で、今回、育苗ハウス建設のため新たに利用権設定をしたいとのことです。

借受人、地区、氏名、住所は記載のとおりです。

認定所在地は記載のとおり、地目は田、面積809㎡、県の事業を活用し育苗ハウスを建設する予定となっております。

賃料については、10aあたり玄米30kgの物納で行う予定です。

始期につきましては令和4年5月17日、終期は令和19年5月16日までの15年間となっております。

8ページに航空写真、9ページに現況写真を添付しております。

借受人の農業経営の状況については、構成員が16名、主要な農機具の保有状況についてはトラクター7台、コンバイン4台、乾燥機5台、籾摺機1台、色彩選別機1台、田植機3台となっております。また、農地所有適格法人の法人要件を満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いしま

す。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い  
します。

上野委員

説明のとおりです。ハウスを建てて育苗したいそうです。  
審議のほどよろしく願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。  
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

尾崎委員

賃料は、玄米 30 kg とあるが、市内はだいたいそのようなものなので  
しょうか。

岡崎委員

ふぁー夢宗呂川は、一応、物納で 10a 当たり玄米 30 kg と決めてい  
ます。

事務局  
(出口)

地域差によって格差はあると思います。

議長  
(上野会長)

基準はないのでしょうか？

事務局  
(出口)

基準はないです。

野老山委員

昔、農業委員会として、平均 30 kgであった資料を配ったと思いま  
す。

岡崎委員

露地では、なかなか良い苗が出来ないということで、ハウスを導入  
したい。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 2 号農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第 3 号農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

担当者より説明を求めます。

事務局  
(出口)

議案書 10P をお願いいたします。

農用地利用配分計画（案）の意見聴取の前に関連する事案で 1 件報告があります。10P をご覧ください。現在、農地中間管理機構を通じて利用して耕作している農地について、使用貸借の当事者の両人から令和 4 年 4 月 15 日付けで使用貸借の解約があったと通知がありましたので報告します。対象農地は記載のとおり 4 筆、合計 4,198 m<sup>2</sup>となります。理由としては耕作者が難病により、あまり耕作ができないことから、耕作面積を減少せざる得ないことからとのことです。

それでは、議案書 11P をお願いいたします。議案第 3 号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、ご説明します

それでは、議案書 11P をお願いいたします。議案第 3 号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、ご説明します。

対象農地は先ほど報告しました農地となります。以前の耕作者との農地中間管理権の設定は解除となりましたが、土地の所有者と高知県農業公社との利用権の設定は引き続き設定されているから、引き続いて耕作してもらう者についての意見聴取になります。

全体として、借受人（農）三崎で耕作を行う面積が 236,529 m<sup>2</sup>、中間管理機構を通じて利用権設定する面積も同じとなっております。

利用権の設定自体は平成 27 年 12 月 10 日から令和 7 年 12 月 9 日までの

10年間となっております。中段右側の左の農用地等の借受見込みの設定する権利の期間については、今回の配分計画（案）を農業公社に送付し、知事の公告があつてから、機構が借りている残りの期間のまでとなるため、空白にしています。

12Pに借受選定理由書を付けさせていただいておりますが、市内で中間管理事業を通して、農地集積を進めたいと手を挙げられている受け手の方を一覧で載せております。この中で1 基本事項への適合から検討して○が多い方を優先順位として配分したということになっております。

13～15Pは航空写真や現況写真となっております。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い  
します。

弘田委員

ただ今の説明どおりです。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

尾崎委員

法人三崎ですが、耕作面積に対して、ふぁー夢宗呂川より少ないと思うのですが、農業に従事する人は何名おられるのですか？  
面積とか、注意する面であったり、そういう所の問題とかはないのでしょうか？

事務局  
(出口)

組合員は20名ほどいますが、実際に活動されているのは、主に1名手伝いとして、3名ほどでやっています。

尾崎委員

問題がないということですか？

事務局  
(出口)

ギリギリやれています。人数は、厳しい面もあります。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、

議案第4号その他の件について

次回の定例総会は、令和4年6月10日（金）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで5月定例総会を閉会といたします。